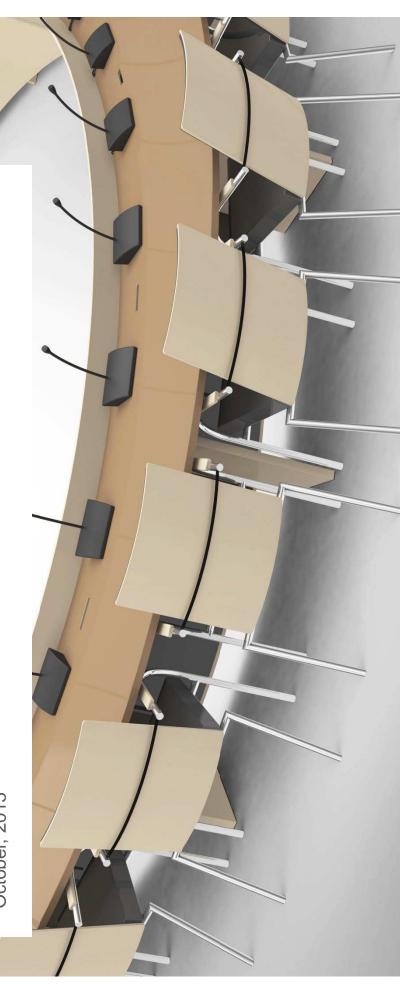


インド移転価格課税の現状と対応策 ~APAアップデート

October, 2015

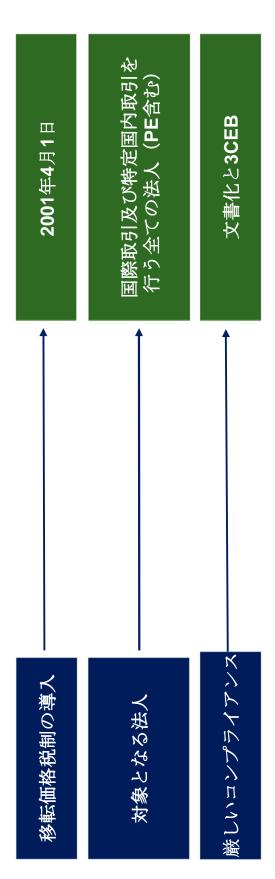


力谷

- インド移転価格税制の概要
- インド移転価格紛争の最近の動向
 - インドAPAアップデート
- その他の重要な変更点

全 製

インド移転価格税制について (1/3)



- インド移転価格税制の大部分は、OECDガイドラインに準拠している
- OECDガイドラインとインド移転価格税制の主な相違点は以下の通りである
 - 平均値の算定方法として、"算術平均"を採用している
- 独立企業間価格が複数算定される場合、算術平均又は一定のレンジ(現在:±3%(注)、 前: ±5%) に基づく価格が選択可能である

(注) 卸売取引については土1%

2014年税制改正による変更点 (FY2014-2015から適用)

- ・ レンジコンセプトの正式導入
- ▶ 平均値の算定方法として四分位範囲の導入
- 複数年(直近2年)のデータに基づく独立企業間価格の比較分析の導入

インド移転価格税制について (2/3)

• インド移転価格税制の対象となる関係会社、対象取引についてのインド特有の論点としては、次の点

	インド移転価格税制
関係会社	 ・当該会社が議決権の26%以上を保有 ・当該会社からの貸付金が債務者の総資産簿価の51%以上 ・当該会社からの債務保証額が債務者の借入総額の10%以上 ・当該会社が取締役の過半数又は1人以上の業務執行取締役を選任 ・当該会社が保有する知的財産権(ノウハウ・特許権・ライセンス等)に全面的に依存してビジネスが行われている ・90%以上の原材料が当該会社から調達され、価格その他の条件について当該会社(又は当該会社が指定する者)に販売され、価格その他の条件について当該会社による影響を受けている ・製品が当該会社(又は当該会社が指定する者)に販売され、価格その他の条件について当該会社による影響を受けている ・相互利益の関係にある当該会社
国際取引(収入、費用)	国際取引には次の取引も含まれる(注)-組織再編、キャピタル・ファイナンス、貸付け、債務保証、未収金、役務提供、有形資産又は無形資産の売買・譲渡・リース・使用
特定国内取引(費用)	2億インドルピー(税務年度における)を超える国内関係者との一定の取引 (一定の費用、利息、物品売買、サービス提供等)における支出又は費用は、 特定国内取引として移転価格税制の対象となる

(注) 第三者取引であっても、過去の類似取引につき取引契約があり、取引条件が実質的に当該第三者と決定されている場合には、当該第三者も関係会社とみなされる (P.19参照。2015年4月1日以降、インド居住者も対象となる)。

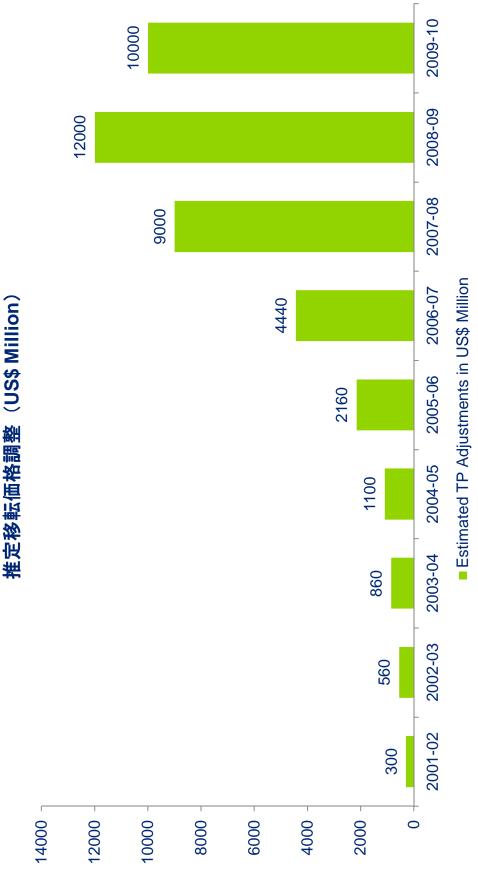
© 2015 Deloitte Haskins & Sells LLP

インド移転価格税制について (3/3)

	インド移転価格税制	
独立企業間価格の算定	詳細な機能・リスク分析及適切な算定方法を選定比較対象会社を用いたべ移転価格算定方法(CUP, 位なし	詳細な機能・リスク分析及び経済分析 適切な算定方法を選定 比較対象会社を用いたベンチマーキング分析 移転価格算定方法(CUP, RP, CP, RS, TNMM等)の適用については優先順 位なし
文書化	税務調査官から移転価格出(法人税確定申告書の計会を転価格対象取引の年間文書化は免除文業界分析、事業概要、取引書類等を整備し、8年間保書額等を整備し、8年間保	税務調査官から移転価格文書の提出依頼通知を受けてから30日以内に提出(法人税確定申告書の提出期限と同じ11月30日までに作成する必要あり)移転価格対象取引の年間合計額が1,000万インドルピー以下の場合には、文書化は免除業界分析、事業概要、取引にかかる契約内容、関連者の資本関係等の情報、書類等を整備し、8年間保存義務あり
Form 3CEBの 作成・提出	国際取引(特定国内取引) 作成)であり、法人税申告	際取引(特定国内取引)の情報を開示した移転価格証明書(インド会計士成)であり、法人税申告書とともに、11月30日までに提出する必要あり
ペナルティー	取引額の2%相当額	法定情報、書類の保存なし法定情報、書類の税務当局への提示なしForm 3CEBへの取引記載漏れ
	10万インドルピー	Form 3CEBの未提出
	更正税額の100%~300%	移転価格税制適用による更正

© 2015 Deloitte Haskins & Sells LLP

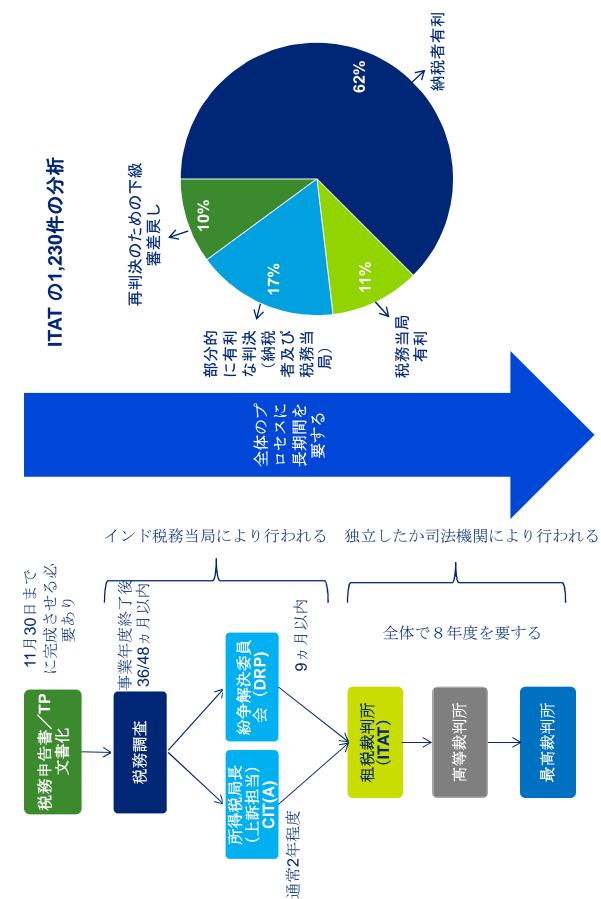
面格紛争の最近 の動



広告宣伝活動に係る無形資産一 AMP(Advertisement, Marketing & Sales promotion)問題 マーケティングサービス・プロバイダーがディストリビューターとして扱われる保証、インターカンパニーローンを含む金銭的な取引研究開発活動の取り扱い/サービス・プロバイダーのマークアップ **マークアップの算定、外貨の取り扱い、未確定債務など** ディストリビューターにとっては、純利益率又は売上総利益率がポイント ロイヤル下ィーの支払い 比較可能性/差異調整(会計調整、資本調整) 最適な独立企業間価格算定方法の選択 インド移転価格における主な論争 一利点 ロケーション(カーボング) 無形資産の開発、所有権 第二次調整 ビジネスプロセスの再構成 マネジメントサービス、 未払残高に対する利息 比較対象会社の選択 出資及び第二次調整 利益分割への動き 最近 米等

တ

国内の税務訴訟の枠組み



税務訴訟削減に対する政府の動き

2012-13年度に導入された方策

- 事前確認制度 (APA) ルールの公表
- セーフィーバー・アートの公表

2013-2014年度に導入された方策

- ドラントルートの公表
- RPM/TNMMにおいて40%~60%以内とする、独立企業間価格算定のためのレンジコンセ プトの導入
- 最低9つの比較対象会社の選択が必要
- レンジコンセプトが適用できない場合には、算術平均コンセプトが引続き適用
- 複数年(現行年度及び過去直近2年)のデータに基づく比較分析
- APAロールバックの公表

© 2015 Deloitte Haskins & Sells LLP

F

/ KAPA /

増加する税務訴訟によるAPAの促進

申し立て及び締結済みのAPA件数の統計:

年度	APA申請件数	ユニラテラル	バイラテラル	締結
2013年3月期	146	117	29	 2014年3月31日 5件のユニラテラルAPA 2014年12月19日 1件のバイラテラルAPA 2015年3月31日 4件のユニラテラルAPA 2015年4月1日以降現在まで 4件のユニラテラルAPA 1件のバイラテラルAPA (1件のロールバック含む)
2014年3月期	232	206	26	なし
2015年3月期	200(200(推定数)		なし

© 2015 Deloitte Haskins & Sells LLP

APAでの現況理解

- APAでは、トレーディング、製造、ITeS/ Business Process Outsourcingサービ ス、 保証料、利子の支払い、ロイヤルティーなどの幅広い活動がカバーされる
- 日本、英国、スイスの関連者にするもの バイラテラルAPAのほとんどは、
- 米国関連者を含むAPA申請は主にユニラテラルで、後段においてバイラテラル APAに変える選択肢があるものが多数
- インド・米国課税当局間の関係改善
- 将来内に米国課税当局がバイラテラルAPAを受け入れ始める可能性 ı

© 2015 Deloitte Haskins & Sells LLP

・APA制度の種類



- 納税者と中央直接税務当局(CBDT)の間で合意
- 独立企業間価格 (ALP) の算定
- 独立企業間価格の算定に用いられる算定方法の明確化
- 対象年度は3~5年間(最長5年間)

インドAPAの特徴 (1/2)

- 他国のAPAとほぼ同様の内容
- ユニラテラルAPA又はバイラテラルAPAを選択 納税者は、事実関係に基づき、 可需
- 納税者と税務当局の双方に対する拘束力
- 申請が可能なタイミングは以下の通りである(正式申請の提出期限)
- 新規取引である場合には、当該新規取引が開始される前
- 既存取引については翌事業年度開始の日の前日(前事業年度終了の日)
- 合意までには、一般的には、ユニラテラルAPAであれば9ヵ月程度、バイラテ ラルAPAであれば1~2年程度を要する
- 過去の税務調査・税務訴訟の係争内容は、APA交渉には影響しない
- APA申請(法定)申請費用

APA申請費用 (INR)	100万	150万	200万
対象取引価額 (INR)	10億以下	10億超、20億以下	20億超

ロートバックトート: 特徴

- 2015年3月16日に詳細なルールが公表された
- APA対象年度の初年度から過去最大4年間まで適用できる
- インド法人による対応的調整金は、課税所得調整相当額又は税額相当額のどちらかで行うべきかは不透明だが、先行例は後者を選択
- APA agreementでカバーされる国際取引についてのみ適用が可能
- 納税者は申告期限までに税務申告書及び移転価格の証明書(Form 3CEB)の提 出が必要
- 租税裁判所(ITAT)で該当取引についてオーダー(決定)が出された場合には 適用できない
- 申告所得について、収入の減少又は費用の増加となるロールバックは適用でき



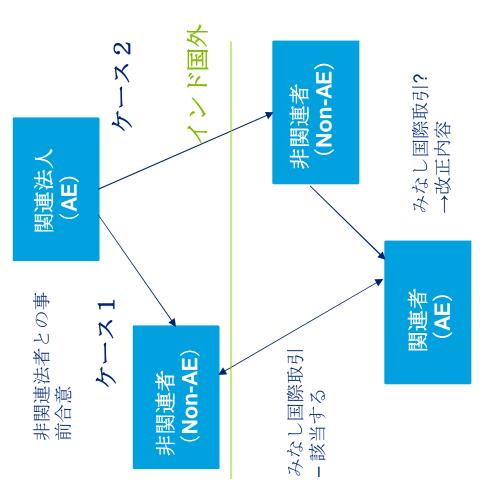
© 2015 Deloitte Haskins & Sells LLP 17

三 その他の重要な数

近年の改正:みなし国際取引

定義の合理化

- 下記の条件が満たす場合には、第三者との間で行われる取引は、移転価格対象取引とみなされる
- 該当第三者と関連者(AE)との間に事前の合意がある場合、又は
- 取引条件が該当第三者と関連者(AE)との間で実質的に決定された場合
- 最近の税制改正Finance Act 2014 (2) により、上記条件に該当するインド居住者である第三者(非居住者であるか否かでかわらず)との取引は、移転価格対象の取引ということが明確された。



リスクベースアプローチによる移転価格調査

- マニュアル移転価格強制調査の対象基準として採用していた、国際 (USD 2.5M) の基準値を廃止した 中央直接税務当局(CBDT)は、 取引金額1.5億ルピー
- 過去の リスクベースアプローチが採用されたーFY2014-15年度における移転価格強制調査の対象は、 訴訟又は移転価格調整に基づくリスクベースアプローチにより選定される
- CBDTの通達 (2014年9月2日付けNo.6/2014) により、過年度において移転価格税務調査による移転 た、金額基準の他に、移転価格調整の内容に重要性がある場合又は毎年繰り返し問題となる点がある 価格調整(更正)金額が1億(USD 1.67M)以上のケースは、移転価格強制調査の対象とされた。 場合についても、それが税務訴訟において解決しているか否かにかかわらず、調査対象となる

検討中で不明瞭なポイント:

- 移転価格調査について、過去に移転価格調整がない、税務訴訟経歴がない、又は新設法人の場合に、 選定基準が明確でない
- は"Computer Aided Scrutiny Selection (CASS)"における選定のための基準についてはまだ公告してい マニュアル移転価格強制調査のみに対するガイダンスであり、CBDT CBDTの当該通達には、 ない

© 2015 Deloitte Haskins & Sells LLP 2

Speakers Profile

松木 寛 Hiroshi Matsuki-マネジャー/ 税理士Deloitte インドデリー事務所



- 2009年税理士法人トーマツ東京事務所入所
- 法人総合税務サービス部門にて、日本企業及び海外に進出する日本企業に対して、海外投資、クロスボーダー取引といった国際税務のアドバイザリー業務に従事。また、日本企業及び外資系企業に対して、税務申告業務、国際税務コンサルティング業務、税務調査対応業務等に従事
- 2014年10月より日系企業コーディネーターとしてデロイトインドデリー事務所に駐在、インド進出日系企業に 対して、法人税、個人所得稅、PE課稅、移転価格課稅等の業務に従事

Hiroshi Matsuki

Japanese Service Group

Deloitte Haskins & Sells LLP

7th Floor, Building No.10-B, DLF Cybercity, DLF Phase II, Gurgaon 122002, India

Tel: +91 (124) 679 2286

Mobile: +91 97 11 256028 hmatsuki@deloitte.com

© 2015 Deloitte Haskins & Sells LLP

Deloitte Haskins & Sells LLP

affect your personal finances or business, you should consult a qualified professional adviser. The information contained in this material is intended solely for you thereby, any disclosure, copy or further distribution of this material or the contents thereof may be unlawful and is strictly prohibited. This material has been prepared by Deloitte Haskins & Sells LLP (DHS LLP) and contains general information only. This information is not intended to constitute professional advice or services or is to be relied upon as the sole basis for any decision which may affect you or your business. Before making any decision or taking any action that might

None of DHS LLP or its affiliates shall be responsible for any loss whatsoever sustained by any person who relies on this material.

© 2015 Deloitte Haskins & Sells LLP